2　前項に規定する監査報告の内容（監査等委員会の監査報告の内容が監査等委員の意見と異なる場合に付記される監査等委員の意見を除く。）は、監査等委員会の決議をもって定めなければならない。

第二十八条の四第二項中「委員会設置会社にあっては、」を「監査等委員会設置会社にあっては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあっては」に改め、同条第三項中「事業報告」の下に「及びその附属明細書」を加え、「委員会設置会社にあっては、」を「監査等委員会設置会社にあっては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあっては」に改め、同条第五項第三号中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　監査等委員会設置会社　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める者

イ　監査等委員会が第一項の規定による監査報告の内容の通知をすべき監査等委員を定めた場合　当該通知をすべき監査等委員として定められた監査等委員

ロ　イに掲げる場合以外の場合　監査等委員のうちいずれかの者

第二十九条第一項第二号ホ中「委員会設置会社」を「監査等委員会設置会社にあっては監査等委員会、指名委員会等設置会社」に改め、同条第四項中「事項（」の下に「基金等変動計算書又は」を加え、「又は」を「若しくは」に改め、「ものに限る」の下に「。第八項において同じ」を加え、同条第六項中「会計監査人」の下に「、監査等委員会」を加え、同条に次の一項を加える。

8　第四項の規定は、提供計算書類に表示すべき事項のうち基金等変動計算書又は貸借対照表、損益計算書若しくは基金等変動計算書に関連する注記以外のものに係る情報についても、電磁的方法により社員が提供を受けることができる状態に置く措置をとることを妨げるものではない。

第二十九条の二第一項第二号中「委員会設置会社」を「監査等委員会設置会社にあっては監査等委員会、指名委員会等設置会社」に改め、同条第三項中「ものに限る」の下に「。第七項において同じ」を加え、第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを削り、第七号を第二号とし、第八号から第十一号までを五号ずつ繰り上げ、同項第十二号中「会社役員」の下に「（当該相互会社の取締役、会計参与、監査役及び執行役をいう。次号において同じ。）」を加え、同号を同項第七号とし、同項第十三号を同項第八号とし、同項第十四号中「監査役」の下に「、監査等委員会」を加え、同号を同項第九号とし、同条第五項中「監査役」の下に「、監査等委員会」を加え、同条に次の一項を加える。

7　第三項の規定は、同項各号に掲げる事項に係る情報についても、電磁的方法により社員が提供を受けることができる状態に置く措置をとることを妨げるものではない。

第二十九条の三第六項中「会計監査人」の下に「、監査等委員会」を加える。

第二十九条の四第二号中「監査役、監査役会」の下に「、監査等委員会」を加え、同条第三号中「係る監査役会」の下に「、監査等委員会」を、「監査役会監査報告の内容が」の下に「各監査役の」を加え、「各監査役の監査役監査報告の内容」を「当該監査役監査報告の内容、監査等委員会の監査報告の内容が監査等委員の意見と異なる場合に付記される当該監査等委員の意見」に、「付記される監査委員の意見」を「付記される当該監査委員の意見」に改める。

第三十条の八第一項第四号中「監査役」の下に「、監査等委員会、監査委員会」を加える。

第三十条の十第一号ロ中「第六十四条第二項第十八号イ」を「第六十四条第二項第十七号イ」に改め、同条第二号中「第六十四条第二項第十六号」を「第六十四条第二項第十五号」に改め、同条第三号中「第二十四条第一項」の下に「（有価証券報告書の提出）」を加える。

第三十一条の七第一項第一号中「社債権者」を「、社債権者」に改める。

第三十二条第一項中「第六十二条の二第一項第二号」の下に「及び第二号の二イ」を加え、「同号」を「同項第二号又は第二号の二」に改め、同条第二項中「第六十二条の二第一項第二号」の下に「又は第二号の二」を加え、「同号」を「同項第二号及び第二号の二イ」に改める。

第三十五条の二第一項第一号中「第六十四条第二項第十六号」を「第六十四条第二項第十五号」に改め、同項第二号中「第六十四条第二項第十八号イ」を「第六十四条第二項第十七号イ」に改め、同条第二項中「第六十四条第二項第十八号」を「第六十四条第二項第十七号」に、「もの」を「ためのもの」に改める。

第三十六条の四第一号ロ中「第九百十一条第三項第二十九号イ」を「第九百十一条第三項第二十八号イ」に改め、同条第二号中「第九百十一条第三項第二十七号」を「第九百十一条第三項第二十六号」に改め、同条第三号中「第二十四条第一項」の下に「（有価証券報告書の提出）」を加え、同条第四号中「第二十八条」の下に「（計算書類の公告等に関する規定の適用除外）」を加える。

第三十八条の三第一項中「ものに限る」の下に「。第三項において同じ」を加え、同項第三号中「監査役」の下に「、監査等委員会」を加え、同条に次の一項を加える。

3　第一項の規定は、同項各号に掲げる事項に係る情報についても、電磁的方法により保険契約者が提供を受けることができる状態に置く措置をとることを妨げるものではない。

第三十八条の八第三項第一号中「存しない取締役」の下に「（監査等委員会設置会社にあっては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役。第三号において同じ。）」を加える。

第四十条の四第一項中「ものに限る」の下に「。第三項において同じ」を加え、同項第三号中「監査役」の下に「、監査等委員会」を加え、同条に次の一項を加える。

3　第一項の規定は、同項各号に掲げる事項に係る情報についても、電磁的方法により総代が提供を受けることができる状態に置く措置をとることを妨げるものではない。

第四十条の九第三項第一号中「存しない取締役」の下に「（監査等委員会設置会社にあっては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役。第三号において同じ。）」を加える。

第四十一条第十五号中「委員会設置会社にあっては、」を「監査等委員会設置会社にあっては取締役、指名委員会等設置会社にあっては」に改め、同条第十六号中「当該会計参与となるべきもの」を「当該会計参与となるべき者」に改め、同号の次に次の一号を加える。

十六の二　組織変更後相互会社が会計監査人設置会社であるときは、組織変更後相互会社の会計監査人となるべき者が就任を承諾したことを証する書面及び当該会計監査人となるべき者の履歴書（会計監査人となるべき者が法人であるときは、当該会計監査人となるべき者の沿革を記載した書面及びその職務を行うべき社員の履歴書。第四十六条第十一号の二において同じ。）

第四十二条第五号ハ中「一部が組織変更株式交換完全親会社」の下に「（法第九十六条の五第一項に規定する組織変更株式交換完全親会社をいう。以下同じ。）」を加え、同条第六号ロ中「同条第四項」を「同条第五項」に改める。

第四十二条の三第六号イ(2)中「第六十四条第二項第十八号イ」を「第六十四条第二項第十七号イ」に改め、同号ロ中「第六十四条第二項第十六号」を「第六十四条第二項第十五号」に改め、同号ハ中「第二十四条第一項」の下に「（有価証券報告書の提出）」を加える。

第四十五条の三第七号中「。第四十五条の四の二及び第四十五条の七第二項において同じ」を削る。

第四十五条の四の二を次のように改める。

（組織変更時発行株式の交付に伴う義務が履行された場合）

第四十五条の四の二　次に掲げる義務が履行された場合には、組織変更後株式会社のその他資本剰余金の額は、当該義務の履行により組織変更後株式会社に対して支払われた金銭又は給付された金銭以外の財産の額が増加するものとする。

一　法第九十六条の四において読み替えて準用する会社法第二百十二条第一項第二号（不公正な払込金額で株式を引き受けた者等の責任）に掲げる場合において、同項の規定により同号に定める額の全部又は一部を支払う義務

二　法第九十六条の四の二において読み替えて準用する会社法第二百十三条の二第一項各号（出資の履行を仮装した募集株式の引受人の責任）に掲げる場合において、同項の規定により同項各号に定める行為をする義務

第四十五条の六の見出し中「責任追及等の訴え」を「旧社員等による責任追及等の訴え」に改め、同条中「責任追及等の訴え」を「株主による責任追及等の訴え」に改める。